

平成25年12月24日

青森県教育委員会  
教育長 橋本 都 様

# 陳 情 書

## 陳情の内容

- 1 教育相談、発達障がいのある児童生徒、幼児等への対応のため、担当者の複数配置をお願いします。
- 2 中学生のための通級指導教室の複数設置等、指導の場の確保をお願いします。
- 3 発達障がいのある児童生徒の進路先確保のため、高等学校及び特別支援学校高等部の受け入れの拡大をお願いします。

青森県ことばと心を育む会 会長 村田 明子

### 構成団体

- ・青森市ことばの教室親の会
- ・八戸市ことばを育てる親の会
- ・八戸難聴児を持つ親の会
- ・五戸小学校ポプラの会
- ・弘前地区ことばと心を育てる親の会
- ・十和田地区ことばと心を育てる親の会
- ・三沢地区ことばと心を育む会
- ・野辺地地区ことばと心を育てる親の会
- ・ひまわり親の会
- ・北五ことばと心を育てる会
- ・黒石地区ことばと心を育む会
- ・向陽小学校ことばの教室親の会

## 記

青森県教育委員会におかれましては、日頃より、言語、難聴、自閉症・情緒障がいのある児童生徒の教育に対し、格段のご指導ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

私ども「青森県ことばと心を育む会」は、言語、難聴、自閉症、情緒障がいのある子ども（成人も含む）をもつ親がお互いに手を結び、子どものよりよい成長のため、地域社会の理解と協力を得ることを目的として活動しております。

本会は昭和42年の発足以来、何らかの特別な手立てが必要な子どもたちが、いつでも、どこに住んでいても、その子に応じて必要な指導を受けられることを願い、これまで活動を続けてまいりました。おかげさまで、これまで、県内に290の言語やLD・ADHDの通級指導教室、難聴、自閉症・情緒障がいの学級が設置されてきました。特に近年は、当会が長年要望してきました中学校の通級指導教室が八戸市、弘前市、十和田市に開設され36名の通級生が個別に指導を受けられるようになり、大変喜ばしく思っております。これも、関係する行政、教育、福祉の各機関、とりわけ青森県教育委員会の深いご理解ご支援によるものと感謝しております。また、これら教室や学級では、在籍及び通級児童生徒の指導に加え、幼児や高校生の教育相談、通常学級に在籍する児童生徒の支援も受け入れて下さっており、誠に感謝する次第です。

しかしながら、教育相談や特別な支援を必要とする児童生徒への支援等、本来の業務以外へ対応するには、各教室や学級の体制が十分とは言い切れず、実際に受け入れを行っているのは一部の教室・学級に留まっているのが現状です。

また、中学校においては、通級指導教室が新設されたとはいえ、その運用はまだ未知数であり、県内幅広いニーズに対応するには相応の時間を要するものと思われまます。中学生は高校やその先の進路についても検討する重要な時期でもあり、各地域、各学校において、より一層充実した支援体制を期してやみません。

青森県教育委員会におかれましては、このような実情についてなお一層のご高配をいただき、特段のご理解ご支援のもと、言語、難聴、自閉症、情緒障がいのある児童生徒の教育の充実・発展に向けて積極的に教育行政を推進して頂きますよう、切にお願いいたします。

## 1 教育相談、発達障がいのある児童生徒、幼児等への対応のため、担当者の複数配置をお願いします。

### (1) 教育相談への対応について

通級指導教室や一部の特別支援学級では、本来の業務である学齢期の児童生徒の指導だけではなく、校内外からの教育相談にも取り組んで頂いております。児童生徒はもとより、幼児の相談も多く、中には高校生や一般の方の相談に対応しているケースもあると聞き及びます。県内に療育、発達相談のできる施設が少ない中、これらの教室や学級は各地域における重要な相談機関です。

教育相談は、子どもの行動観察をする者と、保護者の面談を行う者の2名で対応することが原則と聞いております。そのため、特別支援学級の数は増えていますが、実際に教育相談事業を行えるのは、複数の担当者が配置されている一部の教室・学級がほとんどです。特別支援教育の高まりとともに、教育相談件数も増加の一途をたどっています。相談したいときに、すぐに、どこでも応じてもらえる、そのような充実した教育相談実現のため、複数配置の教室・学級には、なお一層の手厚い配置、単学級一人担任の教室・学級へはできるかぎりの複数担任配置をお願いいたします。

また、様々な相談に応じるためには、専門の知識や経験も不可欠であるため、担当教員の研修の機会の確保、特別支援学校教諭免許状保有率向上のための対策等、担当者の資質向上についても併せてお願いいたします。

○平成25年度に複数担当者が配置されているのは、

- ・言語、LD・ADHD通級指導教室…22教室中19教室（86%）
- ・難聴特別支援学級 …15学級中0学級（0%）
- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級 …278学級中24学級（9%）

※平成25年度「特別支援学級及び通級指導教室設置校/担当者一覧」（青森県言語障がい児教育研究会の調査より）

## ○平成24年度教育相談件数（小中学校通級指導教室における相談件数）

・幼児	2161件（実人数411）
・小学生	1794件（実人数257）
・中学生	211件（実人数43）
・一般	98件（実人数61）

## ○平成23年度教育相談件数（小中学校通級指導教室における相談件数）

・幼児	2319件（実人数472）
・小学生	1813件（実人数192）
・中学生	89件（実人数13）
・一般	80件（実人数47）

## (2) 発達障がいのある児童生徒への対応

発達障がいと呼ばれるLDやADHD、高機能自閉症等は、平成18年度の学校教育法施行規則改訂により通級指導教室での指導が可能になりました。また、発達障がいのある児童生徒が在籍する各学校においても、特別支援学級の担当者を中心にできる限りの支援を行うよう努めていると聞き及びます。しかし、(1)に示しましたように、難聴や自閉症・情緒障がい学級では、その多くが一人担任のため在籍児童生徒の指導で手一杯であり、校内の支援が必要な児童生徒まで対応しきれない現状にあります。

通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒への対応のため、特別支援教育に携わる先生方を複数体制とし、適切な支援が可能となる条件整備をぜひお願いします。

- 平成25年度に自閉症・情緒障がい学級において、在籍児の指導の他、校内外の児童生徒の支援を行っている学級 … 278学級中34学級（12.2%）

## (3) 幼児への対応

「早期発見、早期対応」は、あらゆる障がいにおいて大きな効果が認められています。また総合的な診断や療育計画のためには、一定期間にわたる観察が必須とされていることは言うまでもありません。県内には一部の通園施設や自治体ごとの取組はあるものの、障がいのある幼児へ対応する十分な体制は整っておらず、現実的には長年にわたり、既存の言語通級指導教室がその役割を担っております。幼児の相談指導に対応できる施設設置がなかなか望めない現状においては、早期指導のため、これまで以上に通級指導教室の体制の整備、担当者の加配についてご配慮くださいますようお願いいたします。

- 平成25年度（6月までのデータ）の通級指導教室における幼児の指導は、  
・通級人数総数656名のうち、幼児通級人数181名（27.6%）

- 平成24年度の通級指導教室における幼児の教育相談は、  
・相談総件数4331件のうち、幼児相談件数2228件（51.4%）

**2 中学生のための通級指導教室の複数設置等、指導の場の確保をお願いします。**

平成23年度より八戸市、昨年度より弘前市、十和田市において中学校に通級指導教室が設置されました。このことは、特別な支援を必要とする中学生とその保護者にとって大変喜ばしく、これを契機に、中学校でも特別支援教育が一層推進されることを期してやみません。

しかし、小学校の通級指導教室は県内に19教室あり、地域的にも偏りなく設置されていることを顧みますと、中学校の通級指導教室もさらにその設置数を増やしていく必要があると思われれます。

小学校で通級指導を受けていた児童の中には、中学校へ進学後も継続した指導や相談が必要なケースがあったり、また、思春期という発達段階を迎え新たな指導・支援が必要になったりすることもあります。さらには、高校等の進路を検討せねばならない重要な時期でもあります。しかし、自閉症・情緒障がい学級の設置校であっても、校内の支援を必要とする生徒に対応しているケースはほとんどなく、現状では、通常学級に在籍している発達障がい等

のある生徒に十分に対応しているとは言い難いと思われます。

3校の中学校の通級指導教室の担当者に現在の状況について実際の運営状況等についてお聞きしたところ、以下のような情報を得ることができました。

- 通級人数について（3校合計）
  - 校内通級 7名 校外通級 35名
- 障がい種、または支援理由
  - LD ADHD アスペルガー症候群 広汎性発達障がい
  - 学業不振 コミュニケーション上の困難 その他（不登校、原因不明）
- 通級についての生徒の想い
  - ・漢字、英語、板書ができるようになりたい。
  - ・通級していることを学校の友人に知られたくない。
  - ・部活動や授業を抜けたくない。
  - ・通級指導教室だとできるのに学校ではできない。
- 通級についての保護者の想い
  - ・心を落ち着けたりほっとしたりする場所があってよかった。
  - ・高校入試の際、通級がマイナスになるのでは、と不安。
  - ・できるだけ授業を抜けさせたくない。
  - ・在籍校に発達障がいの理解対応について説明してほしい。
- 担当者の意見
  - ・始業前と放課後のニーズが多いが時間外は生徒の負担が大きい（部活動等）。
  - ・特化した指導のためには通級型がいいが、汎化の段階では巡回指導も一考の余地がある。
  - ・訪問指導は必要である。
  - ・人員は最低でも2人必要である。
  - ・学区外からの通級は保護者の送迎が必要で遠方の生徒は困難である。

（地区によっては自主通級、移送サービスを利用しての送迎もあり）

以上の結果から、中学校の通級指導は個別の指導によって安心できる生徒がいる一方で、部活動や授業を抜けること、他人の目が気になること、遠方から通うことが困難等の理由で十分な支援を受けられないでいる生徒が少なからずいることが考えられます。

そのような生徒の中には、通常の授業における担任や支援員による支援によって学びやすくなる生徒もいると思われます。専門性のある通級指導教室の先生が各学校で任命されている特別支援コーディネーターと連携して、一人ひとりの生徒の状態に合わせた支援を指導していただけるように訪問指導の体制も検討していただけることをお願いいたします。

### 3 発達障がいのある生徒等の進路先確保のため、高等学校及び特別支援学校高等部の受け入れの拡大をお願いします。

通常の学級に在籍している発達障がいのある生徒の多くは、健常の生徒同様、高校への進学を考えています。中には、学習や社会性の困難さから、一般の高校進学が難しい生徒もおり、特別支援学校の高等部へ進学を希望するケースが増えています。しかし、受験資格等の情報が正確につかめず、その対応に苦慮する保護者・学校もあるようです。また、全般的な知的の遅れがない生徒は、特別支援学級に在籍することも、愛護手帳の取得もままなりません。このような発達障がいのある生徒やその保護者は、将来について大きな不安を抱いていると思われます。そこで、このような生徒について、積極的に特別支援学校高等部で受け入れをしていただき、職能訓練を含めた指導支援をすることが、将来の社会適応に繋がる重要な施策になるものと思われます。

また、知的水準が高く、通常の高等学校へ進学する生徒であっても、入学した高校に適応し、本人の能力を十分に伸ばさせるため、ときには本人に合わせた個別的な対応や指導といった手助けが必要になります。いつでも相談でき、必要に応じ支援を受けられるような校内の体制が整っていることは、発達障がいのある生徒たちにとって、高校生活を送る上で心強いはずです。

以上のことから、先生方の特別支援教育の理解、研修等の機会の充実、コーディネーター指名率100%の達成、支援体制の整備等、普通高校や専門高校における積極的な特別支援教育推進をぜひお願いいたします。

平成25年12月24日

青森県知事 三 村 申 吾 様

# 陳 情 書

## 陳情の内容

- 1 軽度・中等度難聴のある児童生徒のために、補聴器購入助成制度の導入をお願いします。

青森県ことばと心を育む会 会長 村 田 明 子

### 構成団体

- ・青森市ことばの教室親の会
- ・三沢地区ことばと心を育む会
- ・八戸市ことばを育てる親の会
- ・野辺地地区ことばと心を育てる親の会
- ・八戸難聴児を持つ親の会
- ・ひまわり親の会
- ・五戸小学校ボラの会
- ・北五ことばと心を育てる会
- ・弘前地区ことばと心を育てる親の会
- ・黒石地区ことばと心を育む会
- ・十和田地区ことばと心を育てる親の会
- ・向陽小学校ことばの教室親の会

1 軽度・中等度難聴のある児童生徒のための補聴器購入助成制度の導入をお願いいたします。

これまで補聴器の購入費に対する助成は、身体障害者手帳が交付される聴力70 dB以上の重い難聴者に限られていました。30～40 dB程度（小さい声が聞き取りづらい）の軽度や、40～70 dB程度（普段の会話に不自由する）の中等度は対象外で、保護者は補聴器を自費で購入せざるを得ませんでした。補聴器は高いものだと片耳30万円以上し、保護者にとって重い負担となっていました。購入費が高いという理由で購入をあきらめる保護者もいるとのことでした。

難聴のある子どもは、補聴器の有無によって、語彙力の向上、正しい発音の習得、コミュニケーション能力の促進などに大きな影響が出ることが研究されています。「補聴器をつけたら子どもの顔が明るくなった。」という保護者からの声もあります。

近年、難聴のある子どもを持つ保護者や耳鼻咽喉科の医師、難聴学級の先生方を中心に子どもたちの補聴器購入に公費による助成を求める運動が活発に進められていて、公費助成制度を設立する自治体が相次いでいます。全国的には30の都道府県で導入されており、東北地方では秋田県が2010年から県と市町村で三分の一ずつの負担を実施。2012年からは岩手県でも導入されているとのことでした。青森県においても八戸市でも市からの助成が始められているので、是非、青森県全域において県からの助成の導入の検討をお願い申し上げます。

青森県ことばと心を育む会

(事務局) 五所川原市立中央小学校ことばの教室  
〒033-0006 青森県五所川原市松島町二丁目94  
TEL・FAX 0173(34)4047  
E-MAIL chuo@city.goshogawara.lg.jp

(担当 三上 直)